

食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議 申合せ事項

第1 趣旨

「くるみ」による食物アレルギーの症例数の急増を受け、消費者委員会食品表示部会において、食物アレルギー表示制度の消費者庁への移管後初となる「くるみ」の義務表示対象品目への追加の検討を行うことに賛同の方向性を得たところ。これを契機として、今般、消費者庁において、「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を開催し、食物アレルギー表示制度の適切な運用のために、医学的、分子生物学的見地等に立った専門家の御意見を伺う。

第2 構成員等

- (1) アドバイザー会議の構成員は、消費者庁において委嘱する別紙に掲げる者とする。
- (2) アドバイザー会議に座長を置き、座長は消費者庁においてあらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、アドバイザー会議を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

第3 運営

- (1) アドバイザー会議の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者にアドバイザー会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、座長が必要と認めるときは非公開とする。
- (5) アドバイザー会議の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長が公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (6) アドバイザー会議の議事録については、各回終了後、構成員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (7) この申合せ事項に定めるもののほか、議事の手続その他アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。